

本年の給与報告及び勧告の ポイントとその仕組み

令和7年10月8日
秋田県人事委員会

◆ 本年の給与報告及び勧告のポイント

01 本年の給与報告及び勧告のポイント	P 2
---------------------	-----

◆ 職員の給与報告及び勧告の仕組み

01 公務員給与決定の諸原則と給与勧告	P 5
02 給与勧告の対象職員	P 6
03 給与勧告の手順	P 7
04 月例給与の比較方法（ラスパイレス比較）	P 8
05 民間給与との較差に基づく給与改定	P 9
06 特別給与の比較方法	P10
07 行政職モデル給与例	P11
08 最近の給与勧告の状況（行政職関係）	P12

◆ 本年の給与報告及び勧告のポイント

01 本年の給与報告及び勧告のポイント

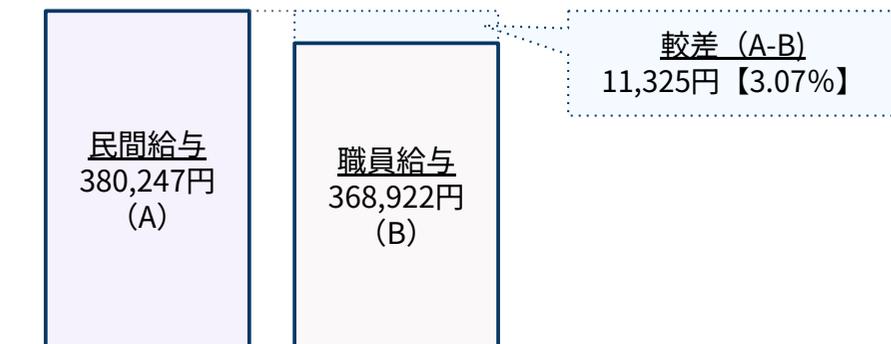
- (1) 公民給与の比較方法の見直し (2) 月例給与の引上げ (3) 特別給与の引上げ
 (4) 諸手当の見直し (① 初任給調整手当・② 通勤手当・③ 宿日直手当・④ 特勤勤務手当等)

(1) 公民給与の比較方法の見直し

- ❖ 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、国に準じ、比較対象企業規模を見直し
 - 企業規模【50人以上】→【100人以上】

(2) 月例給与 《R7.4～》

- ❖ 本年4月分の民間給与を調査して公民比較
- ❖ 民間給与との較差11,325円(3.07%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定
- ❖ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 大卒 239,488円(+12,287円)
 - 短大卒 224,369円(+12,274円)
 - 高卒 208,343円(+12,463円)



(3) 特別給与 《R7.12～》

- ❖ 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間のボーナスの支給割合と職員の特別給与(期末手当・勤勉手当)の年間の支給月数を比較
- ❖ 民間の支給割合 4.63月
- ❖ 職員の年間支給月数 4.60月
 - 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
 - 引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

(一般職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月 (現行1.25月)
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月 (現行1.05月)
令和8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月

01 本年の給与報告及び勧告のポイント

(4)-① 初任給調整手当 《R7.4~》

- ❖ 国に準じ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額を引上げ
 - 医療職（一）の医師等
 - 最高 416,600円 → 417,600円
 - 医療職（一）以外の医師等
 - 最高 51,600円 → 52,100円

(4)-② 通勤手当 《A》 R7.4~ 《B》 R8.4~ 《C》 R8.10~

- ❖ 自動車使用者に対する通勤手当について、国との均衡を考慮しつつ、職員の通勤実態を踏まえて改定
 - 現行の距離区分に係る手当額について、一部の距離区分を除いて引上げ 《A》
 - 「100km以上」を上限とする新たな距離区分（2km刻み）を新設（上限60,800円） 《B》
 - 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（1か月当たり上限5,000円） 《B》
- ❖ 自動車以外の交通用具使用者に対する通勤手当を自動車使用者に対する通勤手当と一本化 《A》
- ❖ 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し 《C》

(4)-③ 宿日直手当 《R7.4~》

- ❖ 国に準じ、勤務1回に係る支給限度額を引上げ
 - 通常の宿日直勤務 : 4,400円→4,700円
 - 特殊な業務を主とする宿日直勤務（警察署における警備や事件の捜査等のための待機業務など） : 7,400円→7,700円

(4)-④ 特地勤務手当等 《R7.4~》

- ❖ 国に準じ、所要の改定
 - 特地公署等への採用に伴い転居した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を新たに支給
 - 特地勤務手当・特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎の見直し

【参考】職員の平均年収（行政職）

平均年齢	勧告前	勧告後	増減額
41.7歳	6,082,484円	6,292,930円	+210,446円

◆ 職員の給与報告及び勧告の仕組み

01 公務員給与決定の諸原則と給与勧告

給与決定の諸原則

- ❖ 地方公務員の給与は、地方公務員法に定められている次の原則に基づいて決定されなければならないとされています。

1. 情勢適応の原則

地方公共団体は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。 【地方公務員法第14条第1項】

2. 職務給の原則

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 【地方公務員法第24条第1項】

3. 均衡の原則

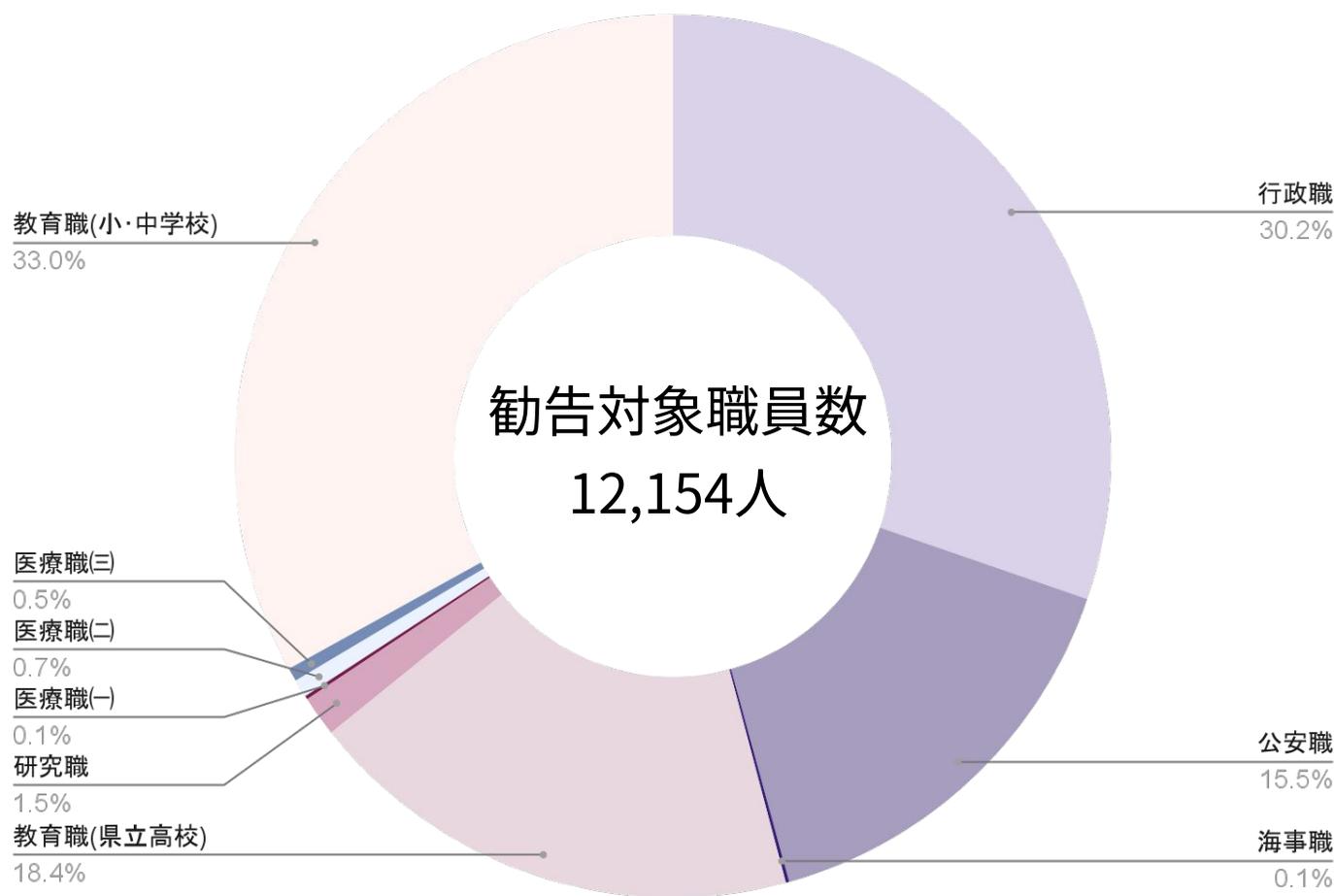
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。 【地方公務員法第24条第2項】

給与勧告

- ❖ 給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。
- ❖ 勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や職員の士気の保持、労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

02 給与勧告の対象職員

- ❖ 令和7年4月1日現在の給与勧告対象職員は、**12,154人**となっています。このうち一般行政職員は**3,676人**で、全体の約**30.2%**を占めています。最も多いのは教職員で、県立高校と小・中学校を合わせると**6,245人**と、全体の約**51.4%**と過半数を占めています。



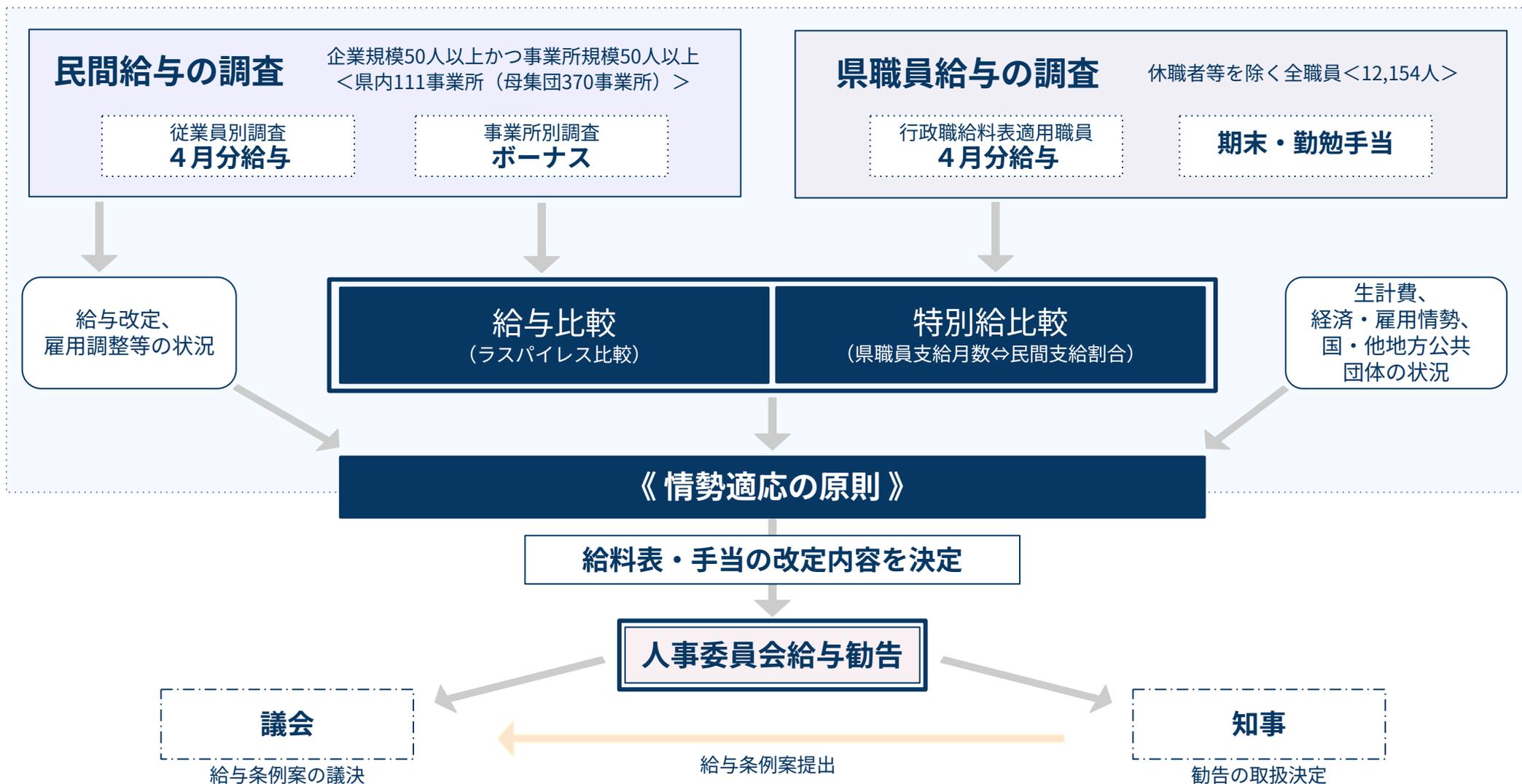
給料表別勧告対象職員数（令和7年4月1日現在）

	職員数(人)	職員の例
行政職	3,676	一般行政職員
公安職	1,881	警察官
海事職	15	船長、航海士
教育職(県立高校)	2,235	高校の教員
研究職	181	研究員
医療職(一)	16	医師
医療職(二)	80	獣医師、薬剤師
医療職(三)	60	保健師
教育職(小・中学校)	4,010	小・中学校の教員
計	12,154	

(注)定年引上げに伴う給料月額7割措置が適用される職員、再任用職員、休職中の職員等は含まない。

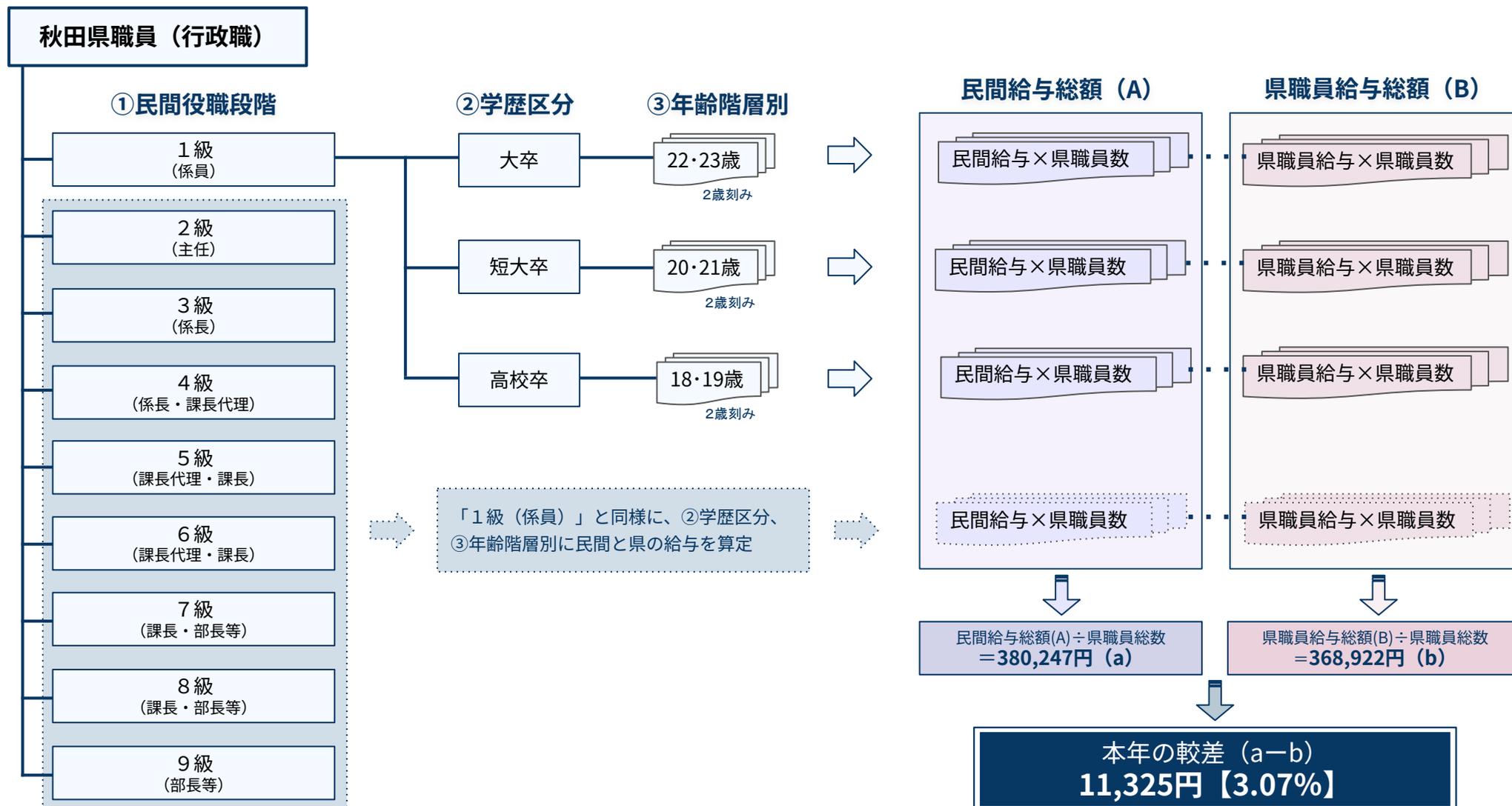
03 給与勧告の手順

- ❖ 月例給については、県職員と民間従業員の4月分の給与を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
- ❖ 特別給については、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合と県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



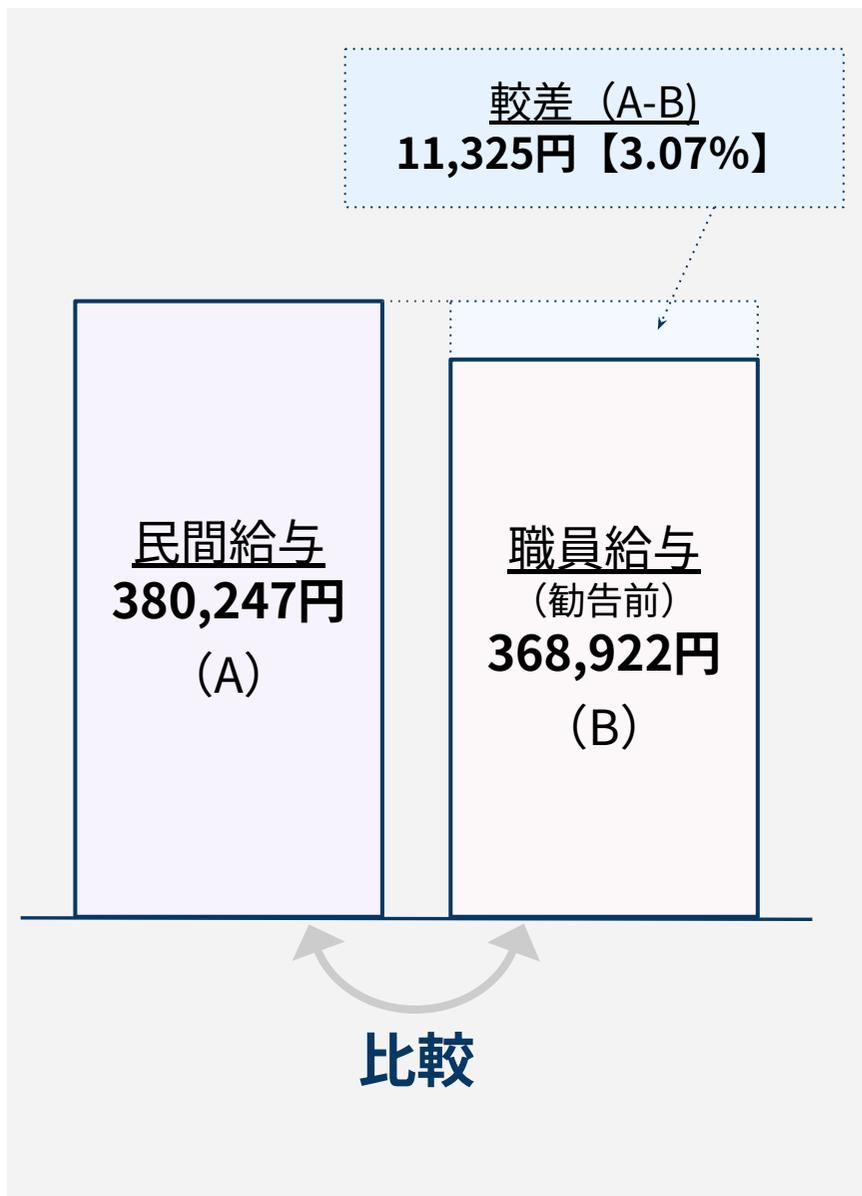
04 月例給の比較方法（ラスパイレス比較）

- ❖ 月例給の民間事業所との比較（ラスパイレス比較）では、県職員（新規採用者等を除く行政職給料表適用職員）に民間の給与額を支給した場合の総額（A）と、現に支払っている総額（B）を比較し、その差を算出しています。
- ❖ 具体的には、①役職段階、②学歴区分、③年齢階層別の県職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

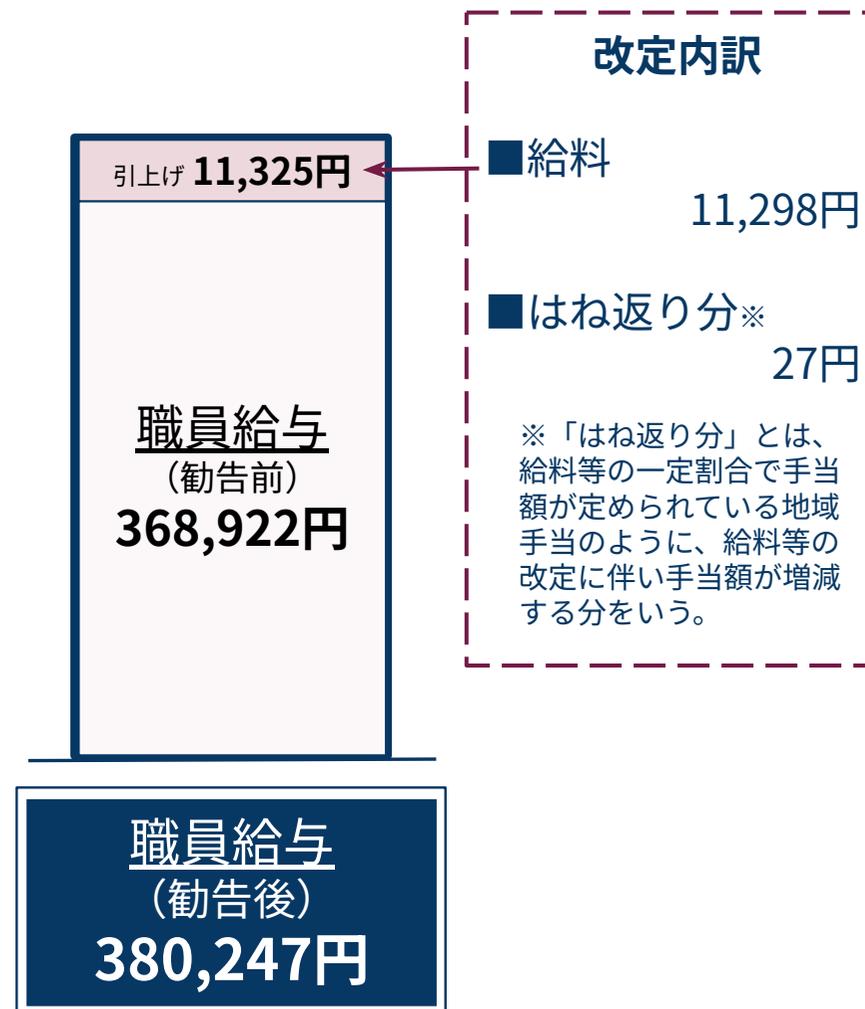


05 民間給与との較差に基づく給与改定

❖ 本年の民間給与との較差**11,325円 (3.07%)**を解消するため、次のとおり月例給与を改定します。



勧告



06 特別給の比較方法

- ❖ 特別給の民間事業所との比較では、民間の過去1年間の特別給（ボーナス）の支給実績を、下半期（R6.8～R7.1）と上半期（R7.2～R7.7）に分けて精確に把握して年間の支給割合を算出し、県職員の特別給（期末・勤勉手当）の支給月数と比較しています。
- ❖ 一般職の支給月数は、民間の支給割合の小数点以下第2位を2捨3入又は7捨8入し、0.05月単位で定めています。
- ❖ 本年は民間の支給割合が4.63月であるため、支給月数を**4.65月**として民間との均衡を図ることとします。

民間の特別給の支給状況

項目	区分	民間 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	329,353円
	上半期 (A 2)	341,811円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	777,303円
	上半期 (B 2)	777,016円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.36月
	上半期 (B 2 / A 1)	2.27月
年間平均		4.63月

県職員の特別給の年間支給月数



07 行政職モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		増減額	
		月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
主事	18歳 (高卒初任給)	195,880円	3,252,000円	208,343円	3,469,000円	12,463円	217,000円
	22歳 (大卒初任給)	227,201円	3,772,000円	239,488円	3,987,000円	12,287円	215,000円
	25歳	238,984円	3,967,000円	250,374円	4,169,000円	11,390円	202,000円
主査	35歳	307,366円	5,173,000円	318,008円	5,369,000円	10,642円	196,000円
副主幹	45歳	388,942円	6,635,000円	400,256円	6,850,000円	11,314円	215,000円
チームリーダー	50歳	397,804円	7,358,000円	409,026円	7,572,000円	11,222円	214,000円
本庁課長	55歳	434,362円	8,360,000円	447,227円	8,608,000円	12,865円	248,000円
本庁部長	58歳	513,822円	11,032,000円	529,476円	11,363,000円	15,654円	331,000円

(注)「年間給与」は、給料月額、管理職手当及び期末・勤勉手当を基礎に算定している。

08 最近の給与勧告の状況（行政職関係）

項目 年	月例給			特別給（期末・勤勉手当）		平均年間給与（行政職）	
	改定額	改定率	主な勧告の内容	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成27年	922円	0.25%	給料表の引上げ（H27.4実施）	4.05月	0.10月	53,953円	0.91%
平成28年	417円	0.11%	給料表の引上げ（H28.4実施） 扶養手当の見直し（H29.4実施）	4.10月	0.05月	24,981円	0.42%
平成29年	—	—	—	4.15月	0.05月	18,025円	0.31%
平成30年	349円	0.09%	給料表の引上げ、宿日直手当の引上げ（H30.4実施）	4.25月	0.10月	41,538円	0.71%
令和元年	389円	0.11%	給料表の引上げ（H31.4実施）	4.35月	0.10月	42,226円	0.71%
令和2年	—	—	—	4.30月	△0.05月	△18,321円	△0.31%
令和3年	—	—	—	4.20月	△0.10月	△36,471円	△0.62%
令和4年	626円	0.17%	給料表の引上げ（R4.4実施）	4.30月	0.10月	45,710円	0.79%
令和5年	3,794円	1.04%	給料表の引上げ（R5.4実施）	4.45月	0.15月	116,644円	2.01%
令和6年	10,804円	2.95%	給料表の引上げ（R6.4実施）、寒冷地手当の支給額 ・支給地域の見直し、給与アップデートに準じた給料 表等の見直し（主にR7.4実施）	4.60月	0.15月	233,610円	3.96%
令和7年	11,325円	3.07%	給料表の引上げ（R7.4実施）、通勤手当等の各種手 当の見直し（主にR7.4実施）	4.65月	0.05月	210,446円	3.46%

（注）平均年間給与については、給与月額単純平均から推計した年間給与を基に、改定前後の増減額・率を計算したものの。